

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）荒井地区）を行うことについて平成29年7月11日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市産業振興部農林課において平成29年7月25日から同年8月14日まで縦覧に供する。

平成29年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造